第32回 定時株主総会 招集ご通知



目次

第32回定時株主総会招集ご通知	1
(提供書面)	
事業報告	3
連結計算書類	32
計算書類	40
監査報告	46
株主総会参考書類	52

開催情報

日時:平成28年6月22日(水曜日) 午前10時

場所:東京都千代田区平河町二丁目4番1号 都市センターホテル3階「コスモスホール」

株式会社WOWOW 証券コード 4839

株主の皆さまへ

東京都港区赤坂五丁目2番20号 株式会社WOWOW 代表取締役 和 崎 信 哉

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月21日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日時 平成28年6月22日 (水曜日) 午前10時
- 2. 場所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号 都市センターホテル3階「コスモスホール」 (末尾の株主総会会場へのご案内図をご参照下さい。)
- 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第32期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第32期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 取締役13名選任の件 第2号議案 監査役4名選任の件

4. 招集にあたっての決議事項

- (1) 議決権行使書により議決権を重複行使された場合は、最後に行使されたものを株主さまの議決権行使として当社は取扱います。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使をする旨とその理由を書面により当社にご通知下さい。

以上

- ○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、 資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申しあげます。
- ◎お土産をご用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.wowow.co.jp/co_info/ir/) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策等により企業収益や雇用・所得環境が徐々に改善され、国内景気は穏やかな回復基調で推移しましたが、中国をはじめとする新興国や資源国経済の減速懸念等により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済環境下、当連結会計年度における当社グループの業績は、累計正味加入件数の増加に伴い有料放送収入が前期に比べ増加したこと等により、売上高は752億96百万円と前期に比べ26億64百万円(3.7%)の増収となりました。営業利益は番組等に戦略的な費用投下を行ったことにより営業費用が増加したため、90億80百万円と前期に比べ6億77百万円(\triangle 6.9%)の減益、経常利益は95億16百万円と前期に比べ8億54百万円(\triangle 8.2%)の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は繰延税金資産の計上等により67億7百万円と前期に比べ88百万円(1.3%)の増益となりました。

当社グループは、放送衛星を使った放送事業に係るサービスを行う「放送」、放送事業に係る顧客管理業務を含む「テレマーケティング」の2つを報告セグメントとしております。各セグメントの状況は次のとおりです。

<放送>

当連結会計年度におきましては、映画、ドラマ、スポーツ、音楽の主要 4 ジャンルにおける「線(シリーズ化)」と「塊(特集化)」をさらに強化することで、新規加入獲得や解約防止に努めました。

映画では、第1弾から第3弾までお届けした「WOWOWディズニー・スペシャル」の第1弾「『アナと雪の女王』がやってくる!」が加入獲得に貢献しました。

ドラマでは、オリジナルドラマの「連続ドラマW しんがり~山一證券 最後の聖戦~」が好評を得ました。

音楽では、福山雅治、矢沢永吉、V6等ビッグアーティストのライブが、スポーツでは、5月のエキサイトマッチスペシャル「マニー・パッキャオvsフロイド・メイウェザー」や、4大大会を中心に年間を通じて放送したテニスが新規加入を牽引しました。

映画製作では、WOWOW FILMS 「予告犯」、「愛を積む人」、「岸辺の旅」、「劇場版 MOZU」を公開しました。「劇場版 MOZU」は、興業収入が13億円を超えるヒットとなりました。

また、5月から加入者限定無料番組配信サービスである「WOWOWメンバーズオンデマンド」をはじめとするWOWOWのWebサービスをよりお楽しみいただくため、iPadをレンタルでご利用いただけるサービスを開始しました。11月28日には、今年で4回目となるイベント「TOUCH!WOWOW2015」を開催し、360°パノラマ映像の生配信等、付加価値の高いコンテンツの提供に挑戦しました。

以上の結果、当連結会計年度における放送セグメントの売上高は725億90百万円と前期に比べ26億59百万円 (3.8%) の増収、セグメント利益は89億36百万円と前期に比べ5億60百万円 (\triangle 5.9%) の減益となりました。

また、当連結会計年度の新規加入件数は589,731件(前期比13.8%減)、解約件数は541,387件(同6.1%減)となり、新規加入件数から解約件数を差し引きました正味加入件数は48,344件の増加(同55.2%減)となりました。当連結会計年度の累計正味加入件数は2,804,674件(同1.8%増)となっております。複数契約(注)は、当連結会計年度末時点において417,873件(前期末に比べ7,689件の増加)となっております。

(注) 当社は同一契約者による 2 契約目と 3 契約目につき月額2,300円(税抜)の視聴料金を900円(税抜) に割引しており、当該割引の対象となる契約を「複数契約」と呼称しております。

<テレマーケティング>

連結子会社の(株)WOWOWコミュニケーションズにおいて、テレマーケティング業務受託、各種コンタクトセンター受託運営等を行っております。当連結会計年度におけるテレマーケティングセグメントの売上高は、セグメント間の内部売上の増加に加え、デジタル関連サービスやデータ分析業務の展開により新規外部顧客からの受注が増加したため、66億2百万円と前期に比べ2億40百万円(3.8%)の増収となりました。セグメント利益は、カスタマーセンターの一部移転・拡張のための構築費用発生等により1億44百万円と前期に比べ1億17百万円(\triangle 45.0%)の減益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、有形固定資産21億63百万円であり、主なものは放送センターの放送設備の更新等によるものです。また、無形固定資産への投資額は11億5百万円であり、主なものは顧客管理システムの更新等です。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金及び設備投資等の資金を自己資金もしくは金融機関からの借入等により調達しております。

次期の運転資金及び設備投資資金につきましては、自己資金及び取引銀行4行と個別契約しております総額30億70百万円の当座貸越契約により確保しております。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

(—) N.J				, 41, 5			
X		分		第 29 期 平成24年度	第 30 期 平成25年度	第 31 期 平成26年度	第 32 期 [当連結会計年度] 平成27年度
売	上		高	70,542百万円	70,274百万円	72,631百万円	75,296百万円
経常	字 禾	4]	益	6,822百万円	7,545百万円	10,371百万円	9,516百万円
親会社する当	株 主 á 期 á		属益	4,294百万円	4,766百万円	6,619百万円	6,707百万円
1株当た	とり当其	期純利	益	29,775円84銭	336円32銭	490円48銭	248円52銭
総	資 産		産	56,227百万円	52,797百万円	62,991百万円	63,452百万円
純	資		産	33,584百万円	34,203百万円	40,430百万円	44,646百万円
連結	子	会	社	2社	1社	1社	2社
持分法	適月	用 会	社	1社	1社	1社	1社

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計 年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
 - 2. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第30期(平成25年度)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
 - 3. 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第31期(平成26年度)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり当期純利益は次のとおりとなります。

1株当たり当期純利益 245円24銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	議決権比率	主	要	な	事	業	内	容
(株) W コミュ	O W ニケーシ	O W ョンズ	47	78百万	円	100.0%	顧客管	理及	びテ	レマー	ーケテ	イン	グ業務
W O エンタ	W (テインメン	O W / ト (株)	22	25百万	円	100.0%	コンテ 作権の 業務	ンツ(管理	の制作・許認	乍・訓 諾業系	調達業 务、番	養務、 計組中	音楽著 継収録

(注)WOWOWエンタテインメント(株)は、重要性が増したため当連結会計年度より重要な子会社としております。

(4) 対処すべき課題

平成28 (2016) 年度の当社グループの対処すべき課題は以下の3点です。

① 編成・番組制作の強化

映像コンテンツの視聴機会が増え、その楽しみ方が多様化する中、お客さまのWOWO Wに対するご要望や嗜好は変化しています。お客さま目線を徹底し、お客さまや市場から得た情報を全社で共有し、番組開発から営業まで一貫した体制で臨み、お客さまの嗜好に合う、時代の"半歩先"を行く番組を提供し続けることが大きな取り組み課題です。

国内だけでなく世界のクリエイターとともに新鮮な驚きと感動で、観る人の心を動かすコンテンツを作り続け、「WOWOWブランド」をさらに向上させます。

② 効果的・効率的な加入獲得、解約低減施策の推進

当社は、フルハイビジョン・3チャンネル化を機に、「大量加入・大量解約からの脱却」を実現すべく取り組み、成果を上げてまいりましたが、引き続き、これまでの施策の精度を高め、より効果的・効率的に新規顧客の獲得、解約の低減を図ることが大きな取り組み課題です。

プロモーション・広告宣伝手法等を更に工夫し、当社番組情報を効果的・効率的にお客さまに届けるとともに、潜在顧客層にアピールし、新規加入獲得に繋げます。

また、加入者限定無料番組配信サービス「WOWOWメンバーズオンデマンド」においては、お客さまのご利用の促進に取り組み、当社番組への接触機会の増加を通じ、加入継続に繋げます。

③ 中長期的成長への取り組み

感度の高い500万から700万人の方が圧倒的に熱狂できるエンターテインメントを提供して、お客さまと固い絆で結ばれた会員組織を確立し、感動体験を提供する「総合エンターテインメント・メディア企業」に成長するという中長期的な経営理念「V I S I ON 2020」の実現のため、「中期経営計画(2014年度-2016年度)」に基づき、必要な事業基盤の整備を行うことが大きな取り組み課題です。

放送サービスの高度化や「TV&Web」の潮流を踏まえ、新しいサービスの検討をさらに進めます。また、お客さまとの1対1のコミュニケーションを大切にしたパーソナルベースの顧客情報の管理分析を担うデータマネジメントプラットフォームの開発を進め、「TV&Web&Real」を目指して、リアルも含めた幅広い感動体験をお客さまに提供する取り組みを実践していきます。

株主の皆さまにおかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあ げます。

(**5**) **主要な事業内容**(平成28年3月31日現在)

- ① 放送法に基づく基幹放送事業及び一般放送事業
- ② 放送番組、ビデオ、映画等の企画、制作、販売及び購入
- ③ 放送時間の販売
- ④ テレマーケティング事業⑤ その他、上記に関連する業務
- (**6**) **主要な事業所**(平成28年3月31日現在)
 - ① 当社の主要な事業所

本社 東京都港区赤坂五丁目2番20号 放送センター 東京都江東区辰巳二丁目1番58号

② 子会社の事業所

(株)WOWOWコミュニケーションズ(本社) WOWOWエンタテインメント(株)(本社)

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号 東京都港区赤坂四丁目1番31号

- (**7**) **使用人の状況**(平成28年3月31日現在)
 - ① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前連結会計年度末比増	減
		419(714	4)名	27(19)名	

- (注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は())内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
 - ② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
		275	名	△3名			40.9	歳				14	1.7£	E

- (注) 使用人数は就業員数を記載しております。
- (8) 主要な借入先及び借入額(平成28年3月31日現在) 該当事項はありません。
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) **株式の状況**(平成28年3月31日現在)

 発行可能株式総数 114,000,000株
 発行済株式の総数 28,844,400株 28,844,400株 (自己株式1,853,130株を含む)

③ 株主数 10,944名

④ 大株主 (上位14名)

株 主	名	持	株	数	持	株	比	率
株式会社フジ・メディア・ホール	ディングス		4,630,40)0株			17.1	5%
株式会社東京放送ホールデ	ィングス		4,195,40	00			15.5	4
日本テレビ放送網株	式 会 社		2,616,40	00			9.6	9
日本マスタートラスト信託銀行(退職給付信託口・株式会社	厅株式会社 (電通口)		1,400,80	00			5.1	8
新 并 隆	=		1,294,60	00			4.7	9
STATE STREET BANK AND COMPANY 505224	TRUST		650,00	00			2.4	0
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション	ンズ株式会社		580,20	00			2.1	4
株式会社朝日新	聞社		555,20	00			2.0	5
CBNY-GOVERNMENT OF NOI	RWAY		364,80	00			1.3	5
株式会社テレビ朝日ホールデ	·ィングス		346,00	00			1.2	8
株式会社テレビ	東京		346,00	00			1.2	8
株式会社日本経済	新 聞 社		346,00	00			1.2	8
株 式 会 社 毎 日 新	聞社		346,00	00			1.2	8
株式会社読売新聞東	京本社		346,00	00			1.2	8

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が1,853,130株あります。

 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。 3. 株式会社フジ・メディア・ホールディングス及び株式会社東京放送ホールディングスは、主要株主で す。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年2月27日開催の取締役会において、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割することを決議し、当社定款を変更しております。これにより、発行可能株式総数は57,000,000株増加し、114,000,000株に、発行済株式の総数は14,422,200株増加し、28,844,400株となっております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された 新株予約権の状況 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

(3) **会社役員の状況** ① 取締役及び監査役の状況(平成28年3月31日現在)

	<u> </u>	1文/文 0	四 且 汉	マン・レくひし	1 (1 /2/	2043	/101 L	190111
会	社にお	ける:	地 位	氏			名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代	表取紛	第 役	会 長	和	崎	信	哉	一般社団法人 衛星放送協会会長
代	表取紛	第 役	社 長	田	中		晃	
専	務耳	又 締	役	橋	本		元	経営戦略担当
専	務耳	又 締	役	佐	藤	和	仁	IR経理担当
常	務耳	又 締	役	Щ	崎	_	郎	人事総務、リスク管理・コンプライアンス担当
取	斜	脊	役	坂	田	進	恒	技術担当
取	斜	脊	役	牧	野		力	編成、制作、エンターテインメントビジネス担当
取	斜	脊	役	大	高	信	之	マーケティング、営業担当
取	糸	育	役	飯	島	_	暢	(㈱サンケイビル代表取締役社長 社長執行役員、 (㈱スカパーJSATホールディングス取締役、 グリー(㈱取締役、 (㈱海外需要開拓支援機構代表取締役会長
取	新	Ť	役	丸	Щ	公	夫	日本テレビホールディングス(㈱専務取締役、 日本テレビ放送網(㈱取締役専務執行役員、 (㈱テレビ金沢取締役、 一般社団法人 日本テレビジョン放送著作権協会代表 理事、 (㈱宮城テレビ放送取締役
取	新	Ť	役	Щ	本	敏	博	(株電通常務執行役員、 (株電通デジタル・ホールディングス代表取締役社長、 (株)ビーエスフジ取締役、 (株) I P G取締役、 (株)広告 E D I センター代表取締役社長、 (株)ドフ取締役
取	糸	脊	役	藤	田	徹	也	(㈱東京放送ホールディングス常務取締役、 (㈱TBSテレビ常務取締役、 (㈱BS-TBS取締役、 (㈱TBSラジオ&コミュニケーションズ取締役会長、 (㈱スカパーJSATホールディングス監査役、 (㈱スタイリングライフ・ホールディングス取締役、 (㈱新潟放送取締役
取	新	Ť	役	菅	野		寛	ー橋大学大学院国際企業戦略研究科教授、 オムロンヘルスケア㈱取締役、 (㈱ジャパンディスプレイ取締役、 スタンレー電気㈱監査役、 三井海洋開発㈱取締役

会	社に	こおけ	るけ	地 位	氏			名	担兼	当及職	びの	重 状	要	な 況
監	査	役 (常	勤)	Щ	内	文	博						
監		査		役	草	間	高	志	みずほ証 (株)ロイヤ 宇部興産(券㈱常任顧問、 ルパークホテ ㈱取締役	ル取締役、			
監		査		役	池	内	文	雄						
監		査		役	橘		高	明						
(分子)	1	Tip (立く几)	のるっ	と 紀白	曲 工.	+ 103	+17.	山木岩井	17. 本田	幼山 エスマンさ	古取金 (1.)	14 71	. h√ Hπ	公グルベキ

- (注)1.取締役のうち、飯島一暢氏、丸山公夫氏、山本敏博氏、藤田徹也氏及び菅野寛氏は、社外取締役であ ります。

 - 2. 監査役草間高志氏、池内文雄氏及び橘高明氏は、社外監査役であります。 3. 監査役橘高明氏は、上場会社の財務・経理部門において実務経験を有し、財務部門統括責任者、常勤
 - 監査役を歴任しました。財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。 4. 当社は、取締役山本敏博氏及び菅野寛氏、並びに監査役草間高志氏、池内文雄氏及び橘高明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 5. 取締役田中晃氏は、平成27年6月23日開催の第31回定時株主総会において、取締役に新たに選任され 就任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区						分	支	給	人	員	支	給	額
取 (う	ち	社	締外	取	締	役 役)				13名 (5)			357百万円 (42)
監(う	ち	社	查外	監	査	役 役)				4 (3)			53 (25)
合 (う	ち	社	ļ	外	役	計 員)				17 (8)			411 (68)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月23日開催の第31回定時株主総会において年額490百万円以内 (但し、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。 3. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月23日開催の第31回定時株主総会において年額69百万円以内と

 - 休譲いたたいております。
 4. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法は以下のとおりです。取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度額は、株主総会の決議により決定されます。取締役及び監査役の報酬等の額は、その業績向上意欲を保持し、社内外から優秀な人材を確保することが可能であり、且つ、同業他社の水準、当社の経営内容及び当社の従業員給与とのバランスを勘案した水準とします。

各取締役の報酬額は、各取締役の役位、職責、会社の業績、当該業績への貢献度等を総合的に勘案して決定することとしており、代表取締役が取締役会から委任を受けて具体的な金額を決定します。また、各監査役の報酬額は、会社の業績に影響を受けない定額報酬としており、監査役の協議により決 定します。

③ 社外役員に関する事項 当事業年度における主な活動状況等 A. 取締役会出席状況等

Π .	-1/1	加入工	х шил	, DIDE	7 /1																	
地 位	氏			名	取開	締催	役回	会数	取出	締席	役回	会数	当	社	で	の	主	な	活	動	状	況
取締役	飯	島	_	暢				12				12					経験を を行っ				の議	案審
取締役	丸	Щ	公	夫				12				11					経験を を行っ				の議	案審
取締役	Щ	本	敏	博				12				10									し、ヨ	
取締役	藤	田	徹	也				12				10					経験を				の議	案審
取締役	菅	野		寛				12				9	経験	や専	門知	識を		ノ、当	往れの		培わ 審議	
監査役	草	間	高	志				12				10					経験を				の議	案審
監査役	池	内	文	雄				12				12					経験を				の議	案審
監査役	橘		高	明				12				12					経営系 発言を				当社は	の議

B. 監查役会出席状況等

地 位	氏			名	監開	査催	役回	会数	監出	査席	役 回	会数	当	社	で	の	主	な	活	動	状	況
監査役	草	間	高	志				14				12		触機関 に必							の議	案審
監査役	池	内	文	雄				14				14		直機関 译に必							の議	案審
監査役	橘		高	明				14				14		育電機 S議等								の議

C. 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況等につきましては、「2.会社の現況(3)会社役員の状況①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

· 社外取締役 飯島一暢氏

(株)サンケイビルは、当社の「その他の関係会社」及び主要株主である(株)フジ・メディア・ホールディングスの子会社であり、当社は、(株)フジ・メディア・ホールディングスの子会社であり放送事業を営む(株)フジテレビジョン及び(株)ビーエスフジとの間に映像・放送関連の取引関係があります。

当社は、㈱スカパーJSATホールディングスの子会社であり放送事業を営むスカパーJSAT㈱との間に衛星有料放送運用業務等の取引関係があります。

· 社外取締役 丸山公夫氏

当社は、日本テレビホールディングス(株)の子会社であり放送事業を営む日本テレビ 放送網(株)との間に映像・放送関連の取引関係があります。(株)テレビ金沢及び(株)宮城テレビ放送は放送事業を営んでおります。

· 社外取締役 山本敏博氏

当社は、(株)電通及び同社の子会社との間に広告委託等の取引関係があります。 (株)ビーエスフジは、当社の「その他の関係会社」及び主要株主である(株)フジ・メディア・ホールディングスの子会社であり、放送事業を営んでおります。

当社は、㈱ビーエスフジとの間に映像・放送関連の取引関係があります。

· 社外取締役 藤田徹也氏

(㈱東京放送ホールディングスは、当社の「その他の関係会社」及び主要株主であります。

当社は、(㈱東京放送ホールディングスの子会社であり放送事業を営む(㈱TBSテレビ及び(㈱BS-TBSとの間に映像・放送関連の取引関係があります。(㈱東京放送ホールディングスの子会社である(㈱TBSラジオ&コミュニケーションズは放送事業を営んでおります。(㈱新潟放送は放送事業を営んでおります。

当社は、㈱スカパーJSATホールディングスの子会社であり放送事業を営むスカパーJSAT㈱との間に衛星有料放送運用業務等の取引関係があります。

D. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額となっております。

(4) 会計監査人の状況

1 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利 益の合計額	53

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 会計監査人の報酬等に対して監査役会が同意をした理由 当該金額について、監査役会は、会計監査人から当事業年度の監査計画(監査方針、監査項目、監査 予定時間等)の説明を受けた後、当該監査計画の内容及び報酬見積の額について、前事業年度の実績 評価を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経 理部門等の見解等の確認等を行い検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第 399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、内部監査に関するアドバイザリー業務等についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

- ⑥ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容 金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要
 - A. 処分の対象

新日本有限責任監査法人

- B. 処分の内容
 - ・3カ月の業務の一部停止(契約の新規の締結に関する業務の停止) (平成28年1月1日から同年3月31日まで)
 - ・業務改善命令 (業務管理体制の改善)
- C. 処分の理由
 - ・他社の財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、 重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
 - ・同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

(5) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及び運用状況の概要

[当社取締役会における決議の内容の概要]

当社は、企業価値向上のためにコーポレート・ガバナンスを強化するべく、当社グループの業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」といいます)の整備を進めてまいります。当社の内部統制システムは、以下の第1項から第12項のとおりですが、当社は内部統制システムをより確かなものにするために、規程・体制については必要に応じ随時、制定・改訂・整備してまいります。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 作成すべき文書及び電磁的媒体(あわせて以下「文書等」といいます)の保存(保存 場所、保存方法、保存期間等)、管理(管理責任者の指定等)及び廃棄(廃棄方法等) については、法令等に従い、また文書等の重要性に即して「文書管理規程」を制定し、 同規程に基づき、当社の取締役の職務の執行に係る文書等を適切に保存及び管理しま す。その保存及び管理に当たっては、当社の取締役又は監査役から文書等の閲覧の請 求があった場合に、遅滞なく閲覧できる体制を整備します。また、「情報セキュリティ基本方針」を制定し、経営情報等の情報資産の適正な管理に取り組みます。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

A. 「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループのリスク管理に関する方針、方向性、実施計画、是正措置等を検討、協議及び承認する組織として、当社の社長を委員長とし、当社の常勤役員会メンバー及び子会社の社長を委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置します。また、当社の局長がリスク管理推進責任者として、各部署のリスク管理の取り組みを行う体制を整備します。

- B. 「大災害対策マニュアル」を制定し、同マニュアルに基づき、大規模災害時には当社の社長を本部長とする総合対策本部を設置し、放送機能等を維持できるよう対応します。また、同本部には当社の顧客管理及び窓口業務を担当する子会社である(株)WOWOWコミュニケーションズの社長がメンバーに含まれます。
- C. 「個人情報保護方針」を制定するとともに、個人情報の保護に関する諸規程を整備し、これらの諸規程に従って個人情報を適正に取り扱います。個人情報の保護を推進するために、当社及び㈱WOWOWコミュニケーションズは、プライバシーマークを取得・維持します。
- ③ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - A. 当社の取締役会は、原則として毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、当社グループの経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定し、当社の取締役の職務執行を監督するとともに、当社の取締役から月次の業績等職務執行の状況の報告を受けるものとします。また、当社の常勤役員会は、原則として月3回開催し、当社グループの経営の具体的な方針の策定、当社の執行部門の監督、及び当社グループにおける重要な事項を決裁します。
 - B. 当社の取締役会は、当社グループの取締役及び使用人が共有する当社グループ全体の目標として中期経営計画を策定するとともに、当社の単年度ごとの事業計画を定めます。また、これらの目標の達成に向けて、当社グループの各部門が効率的に業務を遂行できる体制を整備します。
 - C. 当社グループは、I Tの積極的な活用により、上記目標の達成に係る進捗状況を適時に把握し、当社の取締役会が定期的にその進捗状況をレビューすることで当該目標の達成の確度を高め、当社グループ全体の業務の効率化を図ります。
- ④ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - A. 当社グループは、企業理念・経営基本方針・行動指針からなる「経営理念」及び「WOWOW企業行動規範」を定め、これらを企業活動の前提とすることを当社グループの役職員に徹底します。
 - B. コンプライアンス (法令及び定款の遵守を含む) に関しては、「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループのコンプライアンスに関する方針、方向性、実施計画、是正措置等を検討、協議及び承認する組織として、当社の社長を委員長とし、当社の常勤役員会メンバー及び子会社の社長を委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置します。また、当社の局長がコンプライアンス推進責任者として、当社の各部署のコンプライアンスの取り組みを行う体制を整備します。さらに、当社は、コンプライアンスに関するマニュアル等を整備し、当社グループの役職員に周知するとともに、コンプライアンスに関する教育・研修等を実施し、コンプライアンスの徹底を図ります。
 - C. 当社グループの役職員の法令違反、不正行為等を未然に防止し、また、早期に発見して是正するために、「内部通報規程」を制定します。同規程に基づき、コンプライアンス相談窓口を設置し、当社グループ全体を対象とした社内通報制度を整備します。

- D. 財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法その他関係法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び評価に取り組みます。当社及び評価の対象となる子会社の社内体制の整備並びに業務の文書化・評価・改善に当たっては、関係各部門が、効率的且つ効果的に取り組むものとします。また、取り組みの進捗状況は当社の常勤役員会等において報告するとともに、重要事項は当社の取締役会の決議事項又は報告事項とし、財務報告に係る内部統制を適切に整備します。
- E. 「内部監査規程」を制定し、同規程に基づき、当社の社長直轄の独立した組織である 監査部が、当社の社長の指揮命令により当社及び子会社の内部監査を実施します。当 社の監査部は、当該監査結果を当社の社長に報告するとともに、改善が必要と認めた 事項については被監査部門の部門長にその対策を立てるように勧告します。被監査部 門の部門長は、その計画を立て実施するとともに、当社の社長及び当社の監査部に報 告します。
- F. 「WOWOW企業行動規範」を制定し、同企業行動規範に基づき、「反社会的勢力排除ポリシー」を制定し、社内外に当社グループの反社会的勢力排除の確固たる姿勢を明確にします。また、同ポリシーに基づき、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、当社グループの役職員は、違法行為又は反社会的行為に関わらないように、反社会的勢力に対して、外部の専門家及び専門機関と緊密な連携の下、会社として組織的に毅然として対応し、一切関係を持たないようにします。
- ⑤ その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制 「関係会社管理規程」を制定し、同規程に基づき、当社の各子会社を主管する担当部 署の統括の下に、子会社の業務の適正を確保するための体制を整備します。「関係会 社管理規程」においては、当社及び子会社間の経営理念・経営方針の共有、子会社の 自主性の尊重、子会社の育成強化、当社による承認又は当社への報告を要すべき重要 事項、当社の監査部による子会社の監査等を定めます。また、当社の取締役又は使用 人を各子会社の取締役又は監査役として選任し、子会社における業務及び財産の状況 を把握し、必要に応じて改善等を指導します。
 - 口. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理・コンプライアンス規程」を子会社にも適用し、子会社のリスク管理体制の整備を徹底します。リスク管理・コンプライアンス委員会には子会社の社長がメンバーに加わり、子会社のリスク分析・評価等に関する報告を行います。また、子会社の災害対策マニュアル、並びに子会社の個人情報保護方針を必要に応じて整備します。

- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社の社長を含む関係する当社の取締役及び担当部署は、子会社の経営責任者との間 で定期的に、事業計画の進捗管理、経営課題等について協議し、相互に経営課題等の 共有を図ります。
- 二.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 コンプライアンス(法令及び定款の遵守を含む)に関しては、「リスク管理・コンプライアンス規程」を子会社にも適用し、同規程に基づき、各子会社の社長がコンプライアンス推進責任者として、それぞれの子会社の各部署のコンプライアンスの取り組みを行う体制を整備します。リスク管理・コンプライアンス委員会には子会社の社長がメンバーに加わり、子会社のコンプライアンスに関する報告を行います。当社は、当社グループの役職員が当社又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス相談窓口を整備し、周知徹底を図ります。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用 人に関する事項 当社の監査役の職務を補助する使用人を任命します。
- ⑦ 当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項 当社の監査役の職務を補助する使用人の当社の取締役からの独立性を確保するために、 その使用人の人事異動・人事評価については、事前に当社の監査役と協議し、その意 見を尊重するものとします。
- ⑧ 当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 当社は、当社の監査役の職務を補助する使用人をして当社の監査役の指揮命令に従わ せるものとし、その使用人に対する指揮命令権は当社の監査役に帰属するものとしま す。
- ⑨ 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査 役への報告に関する体制
 - イ. 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制 当社の常勤監査役は、常勤役員会及び局長会等の当社の業務執行に係る重要な会議に 出席し、報告を受けるとともに討議に参加し、監査のために必要な情報を取得します。 また、当社グループの取締役及び使用人は、決算に係わる事項、予算・中期計画に係 わる事項、内部統制システムに係わる重要な事項等について適時に当社の監査役に報 告するものとします。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査 役に報告するための体制

当社の子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行います。また、当社グループの役職員を適用範囲とする「内部通報規程」を制定し、当社グループの役職員からの相談・通報を受ける当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループに著しい損害を与える情報を確認した際には、当社の監査役に当該状況を報告をします。さらに、当該担当部署は、同規程に基づき、当社グループの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告をします。

⑩ 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。また、当社は、コンプライアンス相談窓口に通報した当社グループの役職員に対しても、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。当社は、「内部通報規程」においてこれらの旨を規定します。

① 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務 の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。また、その費用等を支弁するための一定額の予算を毎年設けます。

- ② その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - A. 当社の社長及び当社の監査役が定期的に協議する場を設けます。
 - B. 当社の社長及び当社の常勤監査役は、相互の意思疎通のために前号の協議とは別に原則として月1回協議をし、その結果は当社の監査役会に報告されます。また、常勤監査役は、監査法人と定期的かつ随時に協議を行うこととします。
 - C. 当社の監査部は監査計画を当社の監査役会に提示し、監査結果を適時に当社の監査役会に報告します。
 - D. 当社の監査役会は必要に応じて外部の専門家から監査に関して助言を受けることができるものとします。また、当社は、当社グループの監査役が、監査役として期待される役割・責務を適切に果たすべく、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽の機会に係る費用の支援を行います。
 - E. 当社の監査役が当社の業務の執行状況及び財務情報に係る重要書類を適時に閲覧できるようにします。

[運用状況の概要]

当事業年度の、業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりです。

- ① 当社の内部統制システムは上記決議の内容に基づき適切に構築、運用されています。
- ② 当社の社長が委員長を務めるリスク管理・コンプライアンス委員会を、半期毎に開催しています。リスクの課題について、当社グループのリスク分析・評価を実施し、未然防止に努めています。コンプライアンスの課題は、マニュアル等の整備、当社グループ役職員への周知・社内研修の実施・報告体制の整備を通じ、管理・対応しています。また、危機管理の一環として、BCP訓練を実施しました。個人情報の保護を推進するため、当社及び子会社の㈱WOWOWコミュニケーションズは、プライバシーマークを維持しています。
- ③ 当社は取締役会を毎月開催し、当社のグループ経営の具体的な重要事項を決裁する常勤役員会を41回開催しました。当社は中期経営計画を策定しており、当社の単年度ごとの事業計画を定めて、目標達成に向け当社グループの各部門が効率的に業務を遂行しています。当社の取締役会で毎月、営業実績、財務状況その他の重要事項が報告されています。また、グループ会社報告会を毎月開催しており、グループの課題等を共有化しています。
- ④ 当社の監査役の職務を補助する使用人を1名任命しています。
- ⑤ 当社の常勤監査役は、当社の常勤役員会等の重要な会議に出席しており、監査のために必要な情報を取得しています。
- ⑥ 当社グループの内部通報の状況について、毎月、当社グループの内部通報制度の担当部 署から当社監査役に対して報告するとともに、通報者が不利な取扱いを受けない体制を 確保しています。
- ② 当社の代表取締役及び当社の監査役は、半期毎に情報を共有するとともに協議を実施しています。当社の代表取締役及び当社の常勤監査役は、相互の意思疎通のための協議を毎月実施し、その結果は当社の監査役会に報告されております。また、常勤監査役は、監査法人と8回協議を行いました。当社の監査部は監査計画を当社の監査役会に提示し、監査結果を適時に当社の監査役会に報告しております。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

① 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益(あわせて以下「企業価値・株主共同利益」といいます。)を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを真摯に目指す者である必要があると考えております。

当社は、平成3(1991)年4月に日本初の民間有料衛星放送局として営業放送を開始して以来、放送衛星による有料放送事業を中核に据え、有限希少な電波を預かる放送事業者としての公共的使命を尊重し、「衛星放送を通じ人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献する」との企業理念の下、有料放送事業及び映像コンテンツ業界において、その存在感を増して地位を揺るぎないものとすることを戦略の柱に据え、上質なコンテンツ及び各種サービスを視聴者の皆さまに提供することによって顧客満足度を高めるとともに、株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間に強固な信頼関係を築くことに努めてまいりました。当社の企業価値の源泉は、顧客満足度の向上に資する上質なコンテンツ及び各種サービスを提供するために永年蓄積してきた、番組制作・編成ノウハウ、営業ノウハウ、顧客管理知識等、並びに、ステークホルダーとの強固な信頼関係にあるものと考えております。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、かかる当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことにより、企業価値・株主共同利益の確保・向上を真摯に目指す者でなければならないと考えます。

もっとも、当社は上場会社であるため、当社株券等は株主の皆さま及び投資家の皆さまによる自由な取引が認められております。したがって、当社株券等の大規模買付行為(下記③A.(A)で定義されます。以下同じです。)がなされた場合においても、これが企業価値・株主共同利益に資するものであれば、これを否定するものではなく、誰が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者になるかは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、株主の皆さま及び投資家の皆さまに対する必要十分な情報や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象会社の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案する等のための情報や時間を提供せず、突如として、株券等の大規模買付行為を強行する等といった事例が少なからず存在します。このような大規模買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等企業価値・株主共同利益を毀損する買付行為等もあり得るものと考えられます。

かかる企業価値・株主共同利益を毀損するおそれがある大規模買付行為を行う者は、当 社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

- ② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み
 - A. 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組み

当社は、当社を取り巻く中長期的な事業環境の変化を確実にとらえ、価値ある存在感を持った企業であり続けるため「VISION2020」を掲げています。「VISION2020」は、『エンターテインメント×エンゲージメント』を合言葉に、当社が今まで以上に独創的かつ先駆的な挑戦をつづけ、エンターテインメントの本質を追求すること、そして、当社の会員が、単なる受け手という関係から、会員同士がエンターテインメントへの造詣を深め、会員と当社、そして会員同士の強い結びつきを創造することにより、高感度な人々へ圧倒的に熱狂できるエンターテインメントを提供する総合エンターテインメント・メディア企業へと成長することをその内容としております。当社は、この「VISION2020」の実現へ向けて、中期経営計画(2014年度-2016年度)を定め、平成26(2014)年~平成28(2016)年の三カ年を「VISION2020」の実現性を高めつつ成長する段階と位置付け、次の3つの領域において成長を目指しています。

- (a) 集中的成長: 「No.1プレミアム・ペイチャンネル」の基礎力強化 収益基盤をより強固に
- (b) 統合的成長:既存リソースを活用し、「TV&WEB」の具現化に取り組む
- (c) 多角的成長:放送局の枠を越え、既存ビジネス周辺領域で収益源を多様化「中期経営計画(2014年度-2016年度)」の具体的な内容については、当社ウェブサイト「中期経営計画の概要(2014年度-2016年度)」(http://www.wowow.co.ip/co.info/ir/management/plan.html)をご参照下さ

(http://www.wowow.co.jp/co_info/ir/management/plan.html) をご参照下さい。

当社は、放送事業者として公共的使命を担っていることを十分に意識しつつ、以上の取り組みを通じて、株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支える全てのステークホルダーとの信頼関係を積極的に構築し、企業価値・株主共同利益の継続的かつ持続的な確保・向上を目指してまいりました。

B. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、放送事業者としての公共的使命を尊重する観点から、「企業理念」及び「行動指針」に示すように「人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献することを通じて、社会的責任を自覚し、公正かつ適切な経営を実現し、社会から信用を得て、尊敬される会社として発展していくことを目指す」ことを経営の基本姿勢として事業の拡大、企業価値の向上に取り組んでおります。そして、コーポレート・ガバナンスを充実させることは、公正かつ適切な経営を実現することに資するものであり、また、当社と株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間の信頼関係を構築し、社会から信用を得て、尊敬される会社となるために不可欠のものでありますので、企業価値・株主共同利益の確保・向上に資するものと考えています。

そこで、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置付けており、取締役会、監査役会を始めとする各機関の適切な機能を確保し、経営監視体制を一層強化することによってコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが、企業価値・株主共同利益の確保・向上に資するものと考えております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成24 (2012) 年5月15日開催の取締役会において、企業価値・株主共同利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策) (以下「原プラン」といいます。) の導入を決定し、同年6月21日開催の当社第28回定時株主総会において、出席株主の皆さまのご賛同を得て承認可決いただきました。

当社は、その後も引き続き、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、企業価値・株主共同利益をより一層確保し、向上させるための取り組みとして、原プランの内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果、当社は、平成27 (2015) 年5月15日開催の当社取締役会において、同年6月23日開催の当社第31回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。) において当社定款第22条第1項に基づき出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原プランに替えて、下記A. に概要を記載する「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決定し、本定時株主総会において、出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただきました。

本プランは、企業価値・株主共同利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付行為の提案を検討するために必要十分な情報と相当な時間を確保し、最終判断を行う当社株主の皆さまが、大規模買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断が行えるようにし、もって企業価値・株主共同利益を損なうおそれのある大規模買付行為を行う者により当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入されたものです。

本プランの概要は、以下のとおりです。なお、本プランの詳細については、当社ウェブサイト(http://www.wowow.co.jp/co_info/ir/)「IRニュース」内の「「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」の継続に関するお知らせ」をご参照下さい。

A. 本プランの概要

(A) 大規模買付ルールの設定

本プランは、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する行為又はこれらに類似する行為(このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合に適用されます。

- (a) 当社が発行者である株券等について、株券等保有割合が20%以上となる当該株 券等の買付けその他の取得
- (b) 当社が発行者である株券等について、株券等所有割合と特別関係者の株券等所 有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (c) 上記(a)又は(b)に規定される各行為がなされたか否かにかかわらず、当社が発行者である株券等の特定の保有者と当社が発行者である株券等の他の保有者 (複数である場合を含みます。以下本(c)において同じです。)との間に共同保有者に該当することとなるような関係を形成する合意その他の行為、又は当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を形成する行為(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者の株券等保有割合と当該他の保有者の株券等保有割合との合計が20%以上となるような場合に限ります。)。なお、本(c)に該当する行為(以下「大規模買付行為(c)」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合には、当該特定の保有者、当該他の保有者及び上記行為をするその他の者はいずれも「大規模買付者」に該当するとみなして、本プランが適用されるものとします。

(i) 意向表明書の提出

大規模買付者には、まず、大規模買付行為に先立ち、当社宛に、大規模買付行 為の概要その他所定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。

当社は、意向表明書を受領した旨及び当社株主の皆さまのご判断のために必要と認められる事項を適切な時期及び方法により公表します。

(ii) 必要情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者に対して、意向表明書を受領した日から5営業日以内に、当社取締役会がその意見形成等のために必要な情報として大規模買付者に提供を求める情報(以下「必要情報」といいます。)を記載したリスト(以下「必要情報リスト」といいます。)を交付します。大規模買付者には、必要情報リストの各事項に対応する必要情報を日本語で記載した書面を当社宛に提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報を精査し、弁護士、公認会計士、税理士、投資銀行等の外部専門家(以下「外部専門家」といいます。)の助言も得た上、必要情報として不足していると判断した場合には、大規模買付者に対して、必要情報が揃うまで追加の情報を提供するよう要請します。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報のうち、当社株主の皆さまのご判断のために必要と認められる事項を適切な時期及び方法により公表します。

また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が必要情報の提供として十分であり、必要情報の提供が完了したと合理的に判断した場合には、速やかにその旨を大規模買付者に対して通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、適切な時期及び方法により公表します。

(iii) 取締役会検討期間の設定等

当社取締役会が情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、原則として、最大60日間又は最大90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会検討期間」といいます。)とします。ただし、やむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は独立委員会に対して、取締役会検討期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問するものとし、独立委員会の勧告を最大限尊重して、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会検討期間を延長することができるものとします。ただし、延長は原則として一度に限るものとし、延長の期間は最長30日間とします。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適切な時期及び方法により公表します。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適切な時期及び方法により公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆さまに代替案を提示することもあります。大規模買付者は、取締役会検討期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

(B) 大規模買付行為への対応方針

(a) 対抗措置の発動の条件

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行お うとする場合には、当社取締役会は、企業価値・株主共同利益を確保・向上させ るために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとします。なお、 かかる場合、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対 抗措置の発動の是非について諮問するものとし、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。当社取締役会が対抗措置を発動することを決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表します。

上記にかかわらず、対抗措置の発動の是非につき株主の皆さまの意思を直接確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆さまの意思を確認させていただくことができるものとします。なお、対抗措置の発動の是非につき株主の皆さまの意思を確認するための株主総会を招集することを独立委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主総会の決議に従うものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。

ただし、当社取締役会は、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている場合等当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することがあります。なお、かかる場合、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問するものとし、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。当社取締役会が対抗措置を発動することを決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表します。

上記にかかわらず、対抗措置の発動の是非につき株主の皆さまの意思を直接確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆さまの意思を確認させていただくことができるものとします。なお、対抗措置の発動の是非につき株主の皆さまの意思を確認するための株主総会を招集することを独立委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間終了後60日以内に株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(b) 対抗措置の内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てとします。

当社が対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合には、株主の皆さまに対し、その保有する普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割り当てます。そして、本新株予約権については、(a)大規模買付者、(b)大規模買付者の共同保有者、(c)大規模買付者の特別関係者、若しくは(d)これら(a)乃至(c)の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(e)これら(a)乃至(d)に該当する者の関連者は非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めるものとしております。また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得の対価として、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得することができる旨の条項(取得条項)を付する場合があるものとします。

(C)独立委員会の設置及び諮問等の手続

本プランにおいて、大規模買付行為(c)への該当性の有無、取締役会検討期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非については、当社取締役会が最終的な判断を行います(ただし、株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。)が、その判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本プランの合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役及び社外監査役の中から選任されるものとします。

当社取締役会は、大規模買付行為(c)への該当性の有無、取締役会検討期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非について独立委員会に諮問するものとし(ただし、対抗措置の発動の是非につき本プランに従い当該諮問を経ることなく株主総会を招集する場合を除きます。)、独立委員会は、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が必要情報として十分であるか否かについて疑義がある場合、株主の皆さまに対して当社取締役会が代替案の策定等をする場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、本プランにおいて独立委員会への諮問が必要とされている事項以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会に諮問した事項を決定するに際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(D) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、(a)当社株主総会において本プランを廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、(b)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止又は変更されるものとします。 また、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上に必要である

また、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上に必要である場合には、独立委員会の承認を得た上で、基本方針に反しない範囲で本プランを変更することがあります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他の事項について、適切な時期及び方法により公表します。

B. 株主の皆さま及び投資家の皆さまへの影響

(A) 本プランの導入時に株主の皆さま及び投資家の皆さまに与える影響 本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんの で、株主の皆さま及び投資家の皆さまの権利・利益に直接具体的な影響が生じること はありません。

(B)本新株予約権の無償割当て時に株主の皆さま及び投資家の皆さまに与える影響当社株主総会又は取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、株主の皆さまに対し、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償割当ての方法により割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆さまが保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆さまの有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社株主総会又は取締役会が、本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主の皆さまが保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(C) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主の皆さま及び投資家の皆さまに与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆さま及び投資家の皆さまの有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

もっとも、株主の皆さまが権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金額の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆さまによる本新株予約権の行使により、法的権利等に希釈化が生じる場合があります。

また、大規模買付者に当たらない外国人等に該当する株主の皆さまに対し、本新株 予約権と引換えに新たな新株予約権その他の財産の交付がなされた場合には、原則と して、当該株主の皆さまの有する経済的価値の希釈化は生じませんが、かかる財産の 交付がなされる限りにおいて、当該株主の皆さまの議決権比率には影響が生じる可能 性があります。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいて、当社が本新株予約権の無償取得を行うことがあります。この場合には、株主の皆さまが保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により損害を被る可能性があります。

④ 上記②の取り組みについての当社取締役会の判断

上記②の取り組みは、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させることを目的とするものです。かかる取り組みを通じて、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為は困難になるものと考えられますので、上記②の取り組みは、上記①の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記②の取り組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主共同利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

⑤ 上記③の取り組みについての当社取締役会の判断

上記③の取り組みは、大規模買付行為の提案を検討するために必要十分な情報と相当な時間を確保し、最終判断を行う当社株主の皆さまが、大規模買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断が行えるようにするためのものであり、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させることを目的とするものです。上記③の取り組みは、そのような情報と時間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び、当社の企業価値・株主共同利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為を行う大規模買付者に対して、必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとしています。したがって、上記③の取り組みは、このような大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、かかる取り組みは、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みです。また、上記③の取り組みにおいては、その導入に際して株主の皆さまの意思を確認する手続を採用し、合理的かつ客観的な対抗措置発動の要件の設定がされていること、当社取締役会の諮問機関として、当社の業務執行を行う取締役から独立した社外取締役及び社外監査役からなる独立委員会を設置し、対抗措置の発動の是非の判断に際しては、その勧告を得た上、これを最大限尊重すべきとされていること等により当社取締役会の恣意的な判断を排除する等、上記③の取り組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記③の取り組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主共同利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等につきましては、以下の方針に基づき適切な配分を実施しており ます。

剰余金の配当につきましては、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略など を総合的に勘案して、内部留保の充実を図りつつ、継続的に安定的な配当を目指してまいり ます。

内部留保につきましては、競争力ある上質なコンテンツ獲得、放送設備の拡充、事業効率 化のためのシステム投資などに活用してまいります。

また、自己株式の取得や消却など、自社株式の取扱いにつきましても、株主の皆さまに対する有効な利益還元のひとつと考えており、株価動向や財務状況などを考慮しながら適切に検討してまいります。

なお、当社は、平成18 (2006) 年6月27日開催の第22回定時株主総会におきまして、取締役会決議で剰余金の配当等を行う旨の定款変更をしております。これにより、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項につきましては、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることとしております。また、当社の配当の基準日につきましては、毎年9月30日及び3月31日としており、このほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができると定めております。

これらの方針に基づき、当事業年度につきましては、1株当たり70円の期末配当(開局25周年記念配当10円を含む)を平成28(2016)年5月13日開催の取締役会で決議いたしました。

監査報告

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産	の部	負 債 0	か部
流 動 資 産	39,315	流 動 負 債	17,032
現金及び預	金 18,215	買掛金	10,521
売掛	金 4,426	未払金	1,579
商品及び製	品 78		
番組勘	定 14,320	未 払 費 用	2,988
貯蔵	品 60	未 払 法 人 税 等	1,485
前払費	用 693	賞与引当金	67
繰 延 税 金 資	産 1,112	その他	390
₹ 0	他 531		
貸 倒 引 当	金 △123	固定負債	1,773
固 定 資 産 有 形 固 定 資	24,137	退職給付に係る負債	1,620
	産 8,164 物 2,472	その他	153
建物及び構築 機械及び装	物 2,472 置 4,478	負 債 合 計	18,806
工具器具備	品 1,163		
	他 51	純 資 産	の部
無形固定資	産 7,229	株 主 資 本	44,287
借地	権 5,011	資 本 金	5,000
ソフトウェ	ア 2,167	資本剰余金	2,738
そ の	他 50	利益剰余金	39,629
投資その他の資	産 8,742		
投 資 有 価 証	券 1,143	自己株式	△3,081
関係会社株	式 6,228	その他の包括利益累計額	359
敷 金 保 証	金 786	その他有価証券評価差額金	508
繰 延 税 金 資	産 539	繰延ヘッジ損益	△149
₹ 0	他 67		
貸 倒 引 当	金 △22	純 資 産 合 計	44,646
資 産 合	計 63,452	負債 純資産合計	63,452

⁽注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

| | 平成27年 4 月 1 日から | 平成28年 3 月31日まで

(単位:百万円)

							(単位・日月円)
	科			目		金	額
売		上		高			75,296
売	上		原	価			40,811
	売	上	総	利	益		34,484
販	売 費 及	び, 一	般 管	理 費			25,404
	営	業		利	益		9,080
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	17	
	為	替		差	益	108	
	持 分 法	生 に	よる	投資	利 益	234	
	そ		\mathcal{O}		他	83	443
営	業	外	費	用			
	そ		\mathcal{O}		他	7	7
	経	常		利	益		9,516
特	別		損	失			
	固 定	資	産	除却	損	33	
	固 定	資	産	売 却	損	1	
	投 資	有 価	証	券 評 信	五 損	4	
	ゴル	フ 会	員	権評値	五 損	8	47
7	锐 金 等	調整	前当	期 純	利益		9,469
;	法人税、	住 月	民 税	及び事	業税	3,184	
;	法 人	税	等	調整	額	△423	2,761
1	当 期]	純	利	益		6,707
}	当 斯 親 会 社 当 期	株主	E に 純	帰属利	益 する 益		6,707

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年 4 月 1 日から) 平成28年 3 月31日まで)

(単1	立	:	百万	円)	

		株	主	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 計
平成27年4月1日期 首 残 高	5,000	2,738	34,652	△3,080	39,310
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,619		△1,619
親会社株主に帰属する当期 純 利 益			6,707		6,707
連 結 範 囲 の 変 動			△110		△110
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	_	4,977	△0	4,976
平成28年3月31日期 末 残 高	5,000	2,738	39,629	△3,081	44,287

	その他	の 包 括 利 益	某 計額	
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計	純 資 産 合 計
平成27年4月1日期 首 残 高	646	473	1,120	40,430
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△1,619
親会社株主に帰属する 当期 純 利 益				6,707
連結範囲の変動				△110
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△138	△623	△761	△761
連結会計年度中の変動額合計	△138	△623	△761	4,215
平成28年3月31日期 末 残 高	508	△149	359	44,646

⁽注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等
- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況
 - ・連結子会社の数 2社

・主要な連結子会社の名称 (株)WOWOWコミュニケーションズ

WOWOWエンタテインメント(株)

WOWOWエンタテインメント㈱は、重要性が増したため、当連結会計年

度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況 該当事項はありません。

- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数 1社

・主要な会社等の名称 ㈱放送衛星システム

- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
 - ・主要な会社等の名称 (株)ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ
 - ・持分法を適用しない理由 当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から みて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、

かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - A. その他有価証券
 - ・時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております (評価差額は、全

部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

・時価のないもの移動平均法に基づく原価法によっております。

B. たな卸資産

・商品及び製品 先入先出法に基づく原価法によっております(貸借対照表価額は収益性の

低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

・番組勘定 個別法に基づく原価法によっております(貸借対照表価額は収益性の低下

に基づく簿価切下げの方法により算定)。

・貯蔵品 先入先出法に基づく原価法によっております(貸借対照表価額は収益性の

低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

A. 有形固定資産 機械及び装置は定額法、その他は定率法によっております。ただし、平成 (リース資産を除く) 10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備は除く)は定額法によってお

(リース資産を除く) 10年4月1日以降取ります。

B. 無形固定資産

(リース資産を除く)

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産 定額法によっております。

C. リース資産

・所有権移転外ファイナ ンス・リース取引に係 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

るリース資産

③ 重要な引当金の計上基準

A. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

B. 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額 を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

A. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替

予約については、振当処理によっております。

B. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…デリバティブ取引(為替予約取引等)

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務

C. ヘッジ方針 デリバティブ取引は、為替変動リスクをヘッジすることを目的としており、

投機的な取引は行わない方針であります。

D. ヘッジの有効性評価 各取引ごとにヘッジの有効性の評価を行うことを原則としておりますが、 高い有効性があるとみなされる場合には、有効性の評価を省略しておりま

す。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

13,018百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株	式(り種	類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普	通	株	式	14,422,200株	14,422,200株	一株	28,844,400株

- (注) 平成27年2月27日開催の取締役会決議に基づき、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
- (2) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

平成27年5月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

1 130	21-10/110	2日1/11国の42/11/13	CATOMIXIC STOPLE	コに対する手項						
決	議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基	準		効 力	発生	ĖΒ
平成27年取締	5月15日 役 会	普通株式	1,619	120	平成27	7年3	月31日	平成27	年6月	月8日
② 基	準日が当連	結会計年度に属	する配当のうち、	配当の効力発生	が翌連維	洁会計	年度に	なるもの		
油	盖	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	其	淮	П	かカ	発 月	ĿП

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基	準	日	効力発生日
平成28年5月13 取 締 役	普通株式	1,889	70	平成28	年3月	31日	平成28年6月6日

(注) 配当原資は利益剰余金となります。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するため利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。 営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、一部に外貨建てのものがあ り、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引です。なお、ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 (4)⑤ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

A. 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、「債権管理取扱要綱」に従い、各担当部署において、経理担当部門が定期的に作成する「滞留債権管理表」を基に取引先に回収交渉及び状況調査を行い、定期的にモニタリングすることにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。

B. 市場リスク (為替の変動リスク) の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、「為替変動リスクヘッジの基本方針」に従い、通貨別月別に 把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、メジャー スタジオから購入する放送権に係るドル建て営業債務に対しては、予定取引により確実に発生すると見 込まれる範囲内において先物為替予約を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を確認しております。 デリバティブ取引の執行・管理については、「重要事項決裁規程」及び「経理規程」に従い、社長の 承認を得て資金担当部門にて行っております。

C. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、各部署からの報告または各部署への確認に基づき資金担当部門が適時に資金繰計画を作成・ 更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百 万 円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	18,215	18,215	_
(2) 売掛金	4,426	4,426	_
(3) 投資有価証券	1,121	1,121	_
(4) 関係会社株式	713	713	_
資産計	24,476	24,476	_
(5) 買掛金	10,521	10,521	_
(6) 未払費用	2,988	2,988	_
負債計	13,509	13,509	_
(7) デリバティブ取引 (*1)	91	91	_

- (*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる 項目については () で示しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項
 - (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券、(4) 関係会社株式 これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (5) 買掛金、(6) 未払費用 これらの多くは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。
- (7) デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

诵貨関連

四 貝 因 足	=				
			当連結会計	十年度(平成28年3	3月31日)
ヘッジ会計の 方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち 1 年超 (百万円)	時価(*1) (百万円)
* * Z * W * O * E \ V	為替予約取引				
為替予約等の振当 処理	買建				
)C-1	米ドル	買掛金	5,276	2,830	13
	合計		5,276	2,830	13

(*1) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)	
非上場株式 (関係会社株式を含む)	5,	,536

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、 $\Gamma(3)$ 投資有価証券」及び $\Gamma(4)$ 関係会社株式」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,654円10銭

(2) 1株当たり当期純利益

248円52銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表 (平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産	の部	負 債 (か部
流 動 資 産	34,439	流 動 負 債	16,242
現 金 及 び 預	金 14,181	買 掛 金	9,859
売 掛	金 3,904	未 払 金	1,427
番組勘	定 14,320	未 払 費 用	3,283
貯 蔵	品 60	未 払 法 人 税 等	1,307
前 払 費	用 613	賞 与 引 当 金	10
繰 延 税 金 資	産 1,068	そ の 他	354
その	他 416	固定負債	1,771
貸 倒 引 当	金 △123	退職給付引当金	1,620
固定資産	22,780	そ の 他	151
有形固定資産	₹ 7,865	負 債 合 計	18,014
建	物 2,391	純 資 産	の部
構築	物 13	株 主 資 本	38,634
機 械 及 び 装	置 4,478	資 本 金	5,000
工具器具備	品 931	資本 剰余金	2,738
その	他 51	資 本 準 備 金	2,601
無形固定資産	17,113	その他資本剰余金	136
借地	権 5,011	利 益 剰 余 金	33,976
ソフトウェ	ア 2,088	その他利益剰余金	33,976
その	他 12	別 途 積 立 金	25,400
投資その他の資	産 7,801	繰越利益剰余金	8,576
投資有価証	券 1,143	自己株式	△3,081
関係会社株	式 5,581	評価・換算差額等	571
敷 金 保 証	金 525	その他有価証券評価差額金	508
その	他 573	繰延へッジ損益	63
貸 倒 引 当	金 △22	純 資 産 合 計	39,205
資 産 合	計 57,220	負 債 純 資 産 合 計	57,220

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

 (平成27年4月1日から)

 (平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

							(単位:白力円)
	科			目		金	額
売		上		高			72,079
売		上	原	価			40,398
	売	上	総	利	益		31,681
販	売 費	及び一	般 管	理 費			23,200
	営	業		利	益		8,480
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	15	
	受	取	配	当	金	275	
	為	替		差	益	108	
	そ		の		他	68	468
営	業	外	費	用			
	そ		\mathcal{O}		他	7	7
	経	常		利	益		8,940
特		別	損	失			
		定資	産	除却	損	20	
		定資	産	売 却	損	1	
	投資			券 評 価	損	4	
	ゴル			権評価	損	8	34
1	锐 引	前 当			益		8,905
1	法人和		民 税	及び事業		2,979	
	法 人		等	調整	額	△424	2,555
1	当	期	純	利	益		6,350

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

株主資本等変動計算書

(平成27年 4 月 1 日から) 平成28年 3 月31日まで)

(単	立	:	百万	円	ľ

		株	ŧ	主		資		本	
		資 本 剰 余		全 金	利 益 剰		余 金		
	資本金		その他	答太利	その他利	益剰余金	利光剩全会	自己株式	株主資本
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	別途積立金	繰越利益剰 余金	利益剰余金合計		
平成27年4月1日期 首 残 高	5,000	2,601	136	2,738	20,900	8,345	29,245	△3,080	33,903
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立て					4,500	△4,500	_		_
剰余金の配当						△1,619	△1,619		△1,619
当 期 純 利 益						6,350	6,350		6,350
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計		_	_	_	4,500	231	4,731	△0	4,730
平成28年3月31日 期 末 残 高	5,000	2,601	136	2,738	25,400	8,576	33,976	△3,081	38,634

				評	価	•		換		算	差	É	額	等							
	そ評	の 価	有差	価 証 額	E 券 金	繰	延	^	ツ	ジ	損	盐	評価·	・換算	差額等合	計	純	資	産	合	計
平成27年4月1日期 首 残 高					646						66	59			1,3	16				35	5,220
事業年度中の変動額																					
別途積立金の積立て																					_
剰余金の配当																				△]	,619
当 期 純 利 益																				ϵ	,350
自己株式の取得																					△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					138						△60)6			△74	44				_	<u>~744</u>
事業年度中の変動額合計					138						△60)6			△74	44				3	3,985
平成28年3月31日 期 末 残 高					508						6	53			51	71				39	,205

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社及び関連会社株式

② その他有価証券

・時価のあるもの

・時価のないもの

③ たな卸資産

・番組勘定

・貯蔵品

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

・自社利用のソフトウェア ・その他の無形固定資産

③ リース資産

・所有権移転外ファイナン ス・リース取引に係るリ ース資産

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

② 賞与引当金

③ 退職給付引当金

移動平均法による原価法によっております。

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は、全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

移動平均法に基づく原価法によっております。

個別法に基づく原価法によっております(貸借対照表価額は収益性の低下 に基づく簿価切下げの方法により算定)。

先入先出法に基づく原価法によっております (貸借対照表価額は収益性の 低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

機械及び装置は定額法、その他は定率法によっております。ただし、平成 10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備は除く)は定額法によってお ります。

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。 定額法によっております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりま す。

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回 収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支払に備えて、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計 上しております。

従業員の退職給付に備えて、期末自己都合要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替

予約については、振当処理によっております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…デリバティブ取引(為替予約取引等)

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務

・ヘッジ方針 デリバティブ取引は、為替変動リスクをヘッジすることを目的としており、

投機的な取引は行わない方針です。

・ヘッジ有効性評価の方法 各取引ごとにヘッジの有効性の評価を行うことを原則としておりますが、

高い有効性があるとみなされる場合には、有効性の評価を省略しておりま

す。

② 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 12,131百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

① 短期金銭債権11百万円② 短期金銭債務719百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

売上高4百万円仕入高7,948百万円② 営業取引以外の取引による取引高278百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式数に関する事項

株	式	の 利	重	類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普	通	株		九	926,492株	926,638株	-株	1,853,130株

(注) 自己株式の数の増加926,638株は、普通株式1株につき2株の割合で行った株式分割による増加926,492株及び単元未満株式の買取りによる増加146株です。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産

脒些忧 亚貝庄	
番組勘定損金算入限度超過額	950百万円
減価償却費損金算入限度超過額	49
投資有価証券評価損	50
賞与引当金損金算入限度超過額	3
未払事業税	82
退職給付引当金	496
投資事業損失	3
貸倒引当金	44
為替予約	21
資産除去債務	17
その他	68
繰延税金資産合計	1,789
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△160
為替予約	△49
その他	△4
繰延税金負債合計	<u>─</u>
繰延税金資産の純額	1,574

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法 律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業 年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債 の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.30%から、平成28年4月1日に開 始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86% に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。 この税率変更により、繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した額)が76百万円減少し、法人税等調整額が86百万円、繰延ヘッジ損益が1百万円、その他有価証券評価差額金が8百万円、それぞれ増加してお ります。

6. 1株当たり情報に関する注記 (1) 1株当たり純資産額 (2) 1株当たり当期純利益 1,452円54銭 235円28銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社WOWOW 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社WOWOWの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社WOWOW及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社WOWOW 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 村 山 憲 二 印 指定有限責任社員 公認会計士 清 本 雅 哉 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社WOWOWの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意 見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手 続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。ま た、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も 含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、平成27年12月22日付金融庁による業務改善命令に関し、会計監査人が提出した業務改善計画の概要とその実施状況について説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

株式会社WOWOW 監査役会 監 在 数 0 山 内 文 博 印 監 査 役 范 内 文 雄 印 監 査 役 橘 高 明 印

(注) 監査役草間高志、池内文雄及び橘高明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外 監査役であります。

以上

監査報告

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役13名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員(13名)の任期が満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び候補者とした理由	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	カ ざき のぶ や 和 崎 信 哉 (昭和19年11月22日)	平成4年6月 日本放送協会番組制作局生活情報番組部長 可 衛星放送局 (ハイビジョン) 部長 可 衛星放送局 (ハイビジョン) 部長 可 総合企画室 (デジタル放送推進) 局長 可 理事 社団法人放送サービス高度化推進協会(現一般社団法人放送サービス高度化推進協会) 専務 理事 当社 代表取締役会長 社団法人放送サービス高度化推進協会) 理事 (現任) 平成19年4月 当社 代表取締役社長 知送協会(現一般社団法人衛星放送協会)会長(現任) 平成27年6月 当社 代表取締役会長(現任) 平成27年6月 当社 代表取締役会長(現任) 「重要な兼職の状況」 一般社団法人衛星放送協会会長 (現任) 「重要な兼職の状況」 一般社団法人衛星が設協会会長 (現任) 「重要な兼職の状況」 「対策を表現締役会長として、当社経営を担っております。その豊富な経験と実績を活かし、経営のリーダーシップを発揮することが期待されるため、引き続き取締役候補者としました。	96,600株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び候補者とした理由	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	た なか あきら 田 中 晃 (昭和29年9月12日)	平成12年6月 日本テレビ放送網(株)(現日本テレビホールディングス(株)) コンテンツ事業推進部長 同社 編成部長 同社 編成部長 四社 メディア戦略局次長 (税スカイパーフェクト・コミュニケーションズ (現スカパーJSAT(株)) 執行役員常務 平成20年10月 同社 執行役員専務 (税スカパー・エンターテイメント 代表取締役社長 平成25年6月 (株)スカパーJSAT(株) 取締役執行役員専務 有料多チャンネル事業部門長 当社 顧問 当社 代表取締役社長(現任) 【候補者とした理由】 平成27年から代表取締役社長として、当社経営を担っております。同業他社での経営経験も豊富であり、当社の成長戦略	2,100株
3	はし もと はじめ 橋 本 元 (昭和37年9月25日)	を牽引する経営リーダーとして最適な人材であると考え、引き続き取締役候補者としました。 平成15年4月 当社編成局編成部長兼アナウンスグループリーダー 平成16年6月 当社和成局長 平成17年6月 当社取締役放送統括本部編成制作局長平成18年6月 当社取締役経営戦略担当平成23年6月 当社常務取締役経営戦略担当平成27年6月 当社常務取締役経営戦略担当「現任」 【候補者とした理由】上記略歴に記載のとおり経営者として十分な実績を有しており、当社経営を担っております。特に経営戦略等の業務においてその手腕が高く評価されており、これらの実績を考慮し、引き続き取締役候補者としました。	23,300株
4	を 佐藤 和 仁 (昭和26年12月23日)	平成11年6月 日本放送協会 経理局調達部契約部長 平成13年6月 同 経理局会計部長 平成14年6月 同 経理局調達部長 平成17年6月 同 経理局予算部長 平成19年6月 当社 取締役 I R経理担当 平成23年6月 当社 常務取締役 I R経理担当 平成27年6月 当社 専務取締役 I R経理担当 (現任) 【候補者とした理由】上記略歴に記載のとおり経営者として十分な実績を有しており、当社経営を担っております。特に経理・財務関連業務においてその手腕が高く評価されており、これらの実績を考慮し、引き続き取締役候補者としました。	12,400株

監査報告

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び候補者とした理由	所 有 す る 当 社 の株式数
5	やま ざき いち ろう 山 崎 一 郎 (昭和33年2月20日)	平成10年10月 当社 営業局量販営業第三部長 平成13年4月 当社 営業局量販営業部長 当社 営業局量販営業部長 平成15年4月 当社 顧客サービス局長 平成18年6月 当社 第一営業局長 平成19年6月 当社 営業企画局長 平成21年7月 当社 マーケティング局長 平成22年6月 当社 取締役マーケティング、営業担当 平成23年6月 当社 取締役人事総務、コンプライアンス担当 平成24年6月 当社 取締役人事総務、リスク管理・コンプライアンス担当 当社 常務取締役人事総務、リスク管理・コンプライアンス担当 (現任)	6,900株
		【候補者とした理由】 上記略歴に記載のとおり経営者として十分な実績を有しており、当社経営を担っております。特に人事総務関連業務においてその手腕が高く評価されており、これらの実績を考慮し、引き続き取締役に対した。	
6	^{さか} た のぶ つね 坂 田 進 恒 (昭和30年12月13日)	平成8年6月 (株毎日放送 技術局部 長(音声・映像担当) 平成10年6月 同社 技術局専任部長(照明担当) 同社 技術局専任部長(照明担当) 同社 技術局専任部長(照明担当) 同社 技術局等任部長(照明担当) 同社 技術局等任部長(照明担当) 同社 技術局が表(映像・ポスプロ・CG担当兼経営戦略室) 同社 技術局制作技術センター長同社 技術局制作技術センター長同社 制作技術局長 平成21年5月 三社 財作技術局長 平成25年6月 当社 技術局付顧問 平成25年6月 当社 取締役技術担当(現任) WOWOWエンタテインメント(株)代表取締役社長(現任) 【重要な兼職の状況】 WOWOWエンタテインメント(株)代表取締役社長【候補者とした理由】上記略歴に記載のとおり経営者として十分な実績を有しており、当社経営を担っております。特に技術関連業務においてその手腕が高く評価されており、これらの実績を考慮し、引き続き取締役候補者としました。	1,900株

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び候補者とした理由	所 有 する 当 社 の 株 式 数
7	まき の つとむ 牧 野 力 (昭和31年6月26日)	平成17年6月 日本放送協会 名古屋放送局制作部長	3,100株

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び候補者とした理由	所 る 当 社 の 株 式 数
8	^{おお} たか のぶ ^{ゆき} 大 高 信 之 (昭和32年5月31日)	平成12年7月当社 営業局量販西部営業部長平成13年4月当社 営業局中部支社長平成22年7月当社 営業局プラットフォーム営業部長平成23年1月当社 営業局営業1部長平成23年8月当社 経営戦略局担当局長平成24年7月当社 経営戦略局長平成26年6月当社 取締役マーケティング、営業、デジタルコンテンツ担当平成26年7月当社 取締役マーケティング、営業担当(現任)	5,700株
		【候補者とした理由】 上記略歴に記載のとおり経営者として十分な実績を有しており、当社経営を担っております。特にマーケティング、営業関連業務においてその手腕が高く評価されており、これらの実績を考慮し、引き続き取締役候補者としました。	
9	いい じま かず のぶ 飯 島 一 暢 (昭和22年1月4日)	平成7年4月 三菱商事(㈱)メディア放送事業部長 (㈱フジテレビジョン(現㈱フジ・メディア・ホールディングス)入社	_

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び候補者とした理由	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
10	^{まる} やま きみ ま 丸 山 公 夫 (昭和29年4月7日)	平成19年7月 日本テレビ放送網(株)(現日本テレビホールディングス(株)) スポーツ局長	_
11	やま もと とし ひろ 山 本 敏 博 (昭和33年5月31日)	平成13年10月 (株電通 アカウント・プランニング本部営業局部長	_

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び候補者とした理由	所 有 す る 当 社 の株式数
12	が 藤 田 徹 也 (昭和32年6月24日)	平成13年7月 (株)東京放送(現(株)東京放送ホールデター制作技術部長 同社 技術局プロダクション技術センター番組技術局秘書部長 同社 後、事労政局長 解東京放送ホールディングス 取締役人事労政局長 解東京放送ホールディングス 取締役人事労政局長 解東京放送ホールディングス 取締役人事労政局長 解東京放送ホールディングス 取締役人事労政局長 阿社 取締役 (株) TBSテレビ 取締役 (株) TBSテレビ で 務取締役 (現任) 解東京放送ホールディングス 常務取締役 当社 取締役 (現任) 解東京放送ホールディングス 代表取締役専務取締役 (現任) 【重要な兼職の状況】 (株) TBSテレビ 代表取締役専務取締役 (規) TBSテレビ 代表取締役専務取締役 (規) TBSテレビ 代表取締役専務取締役 (株) TBSテレビ 代表取締役 (株) TBSテレビ 代表取締役 (株) TBSテレビ 代表取締役 (株) TBSテレビ 代表取締役 (株) TBSラジオ 取締役 (現在) TBSラジオ 取締役 (現在) TBSラジオ 取締役 (現在) TBSラジオ 取締役 (現在) TBSラジオ	
13	かん の ひろし 菅 野 寛 (昭和33年11月14日)	昭和58年4月(㈱日建設計入社 平成3年8月(㈱ボストン・コンサルティング・グループ入社 同社最終役職パートナー&マネージング・ディレクター 平成20年7月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授オムロンヘルスケア(㈱取締役(㈱ジャパンディスプレイ取締役(㈱ジャパンディスプレイ取締役(メッパンディスプレイ取締役(大変)と判断し、関連を選集を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としました。	_

- 1. 上記取締役候補者は、全員、再任候補者であります
- 取締役候補者の和崎信哉氏は、一般社団法人衛星放送協会会長を兼務しております。当社は同協会へ出 向者を派遣しております。
- 「日者を派遣しております。
 3. 取締役候補者の飯島一暢氏は、㈱サンケイビル代表取締役社長社長執行役員及び㈱スカパーJSATホールディングス取締役を兼務しております。㈱サンケイビルは、当社の「その他の関係会社」及び主要株主である㈱フジ・メディア・ホールディングスの子会社であります。当社は、㈱フジ・メディア・ホールディングスの子会社であり放送事業を営む㈱フジテレビジョン及び㈱ビーエスフジとの間に映像・放送関連の取引関係があります。また、当社は、㈱スカパーJSATホールディングスの子会社であり放送事業を営むスカパーJSAT㈱との間に衛星有料放送運用業務等の取引関係があります。
 4. 取締役候補者の丸山公夫氏は、日本テレビホールディングス㈱専務取締役、日本テレビ放送網㈱取締役専務執行役員並びに放送事業を営む㈱テレビ金沢及び㈱宮城テレビ放送の取締役を兼務しております。当社は、日本テレビホールディングス㈱の子会社であり放送事業を営む日本テレビ放送網㈱との間に映像・放送関連の取引関係があります。
 5. 取締役候補者の山本敏博氏は、㈱電通常務執行役員並びに放送事業を営む㈱ビーエスフジの取締役及び、㈱共同テレビジョンの監査役を兼務しております。㈱ビーエスフジは、当社の「その他の関係会社」及び主要株主である(㈱フジ・メディア・ホールディングスの子会社であります。当社は、(㈱フジ・メディア・ホールディングスの子会社であり放送事業を営む㈱フジテレビジョン及び㈱ビーエスフジとの間に映像・放送関連の取引関係があります。また、当社は、(㈱)電通及び同社の子会社との間に広告委託等の
- 映像・放送関連の取引関係があります。また、当社は、㈱電通及び同社の子会社との間に広告委託等の 取引関係があります
- 取引関係があります。
 6. 取締役候補者の藤田徹也氏は、㈱東京放送ホールディングス代表取締役専務取締役、㈱TBSテレビ代表取締役専務取締役、㈱TBSラジオ取締役会長、㈱BS-TBS取締役、㈱新潟放送取締役及び㈱スカパーJSATホールディングス監査役を兼務しております。㈱東京放送ホールディングスは、当社の「その他の関係会社」及び主要株主であります。当社は、㈱東京放送ホールディングスの子会社であり放送事業を営む㈱TBSテレビ及び㈱BS-TBSとの間に映像・放送関連の取引関係があります。また、当社は、㈱スカパーJSATホールディングスの子会社であり放送事業を営むスカパーJSAT㈱との間に衛星有料放送運用業務等の取引関係があります。
 7. 上記以外に各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 8. 取締役候補者の飯鳥一嶋氏、丸山公夫氏、山本敏博氏、藤田徹也氏及び菅野寛氏は、社外取締役候補者
- 8. 取締役候補者の飯島一暢氏、丸山公夫氏、山本敏博氏、藤田徹也氏及び菅野寛氏は、社外取締役候補者 であります。
- 9. 取締役候補者の飯島一暢氏は、当社の社外取締役に就任して12年であります。取締役候補者の丸山公夫 氏及び山本敏博氏は、当社の社外取締役に就任して3年であります。取締役候補者の藤田徹也氏及び菅 野寛氏は、当社の社外取締役に就任して2年であります。
- 10. 当社と飯島一暢氏、丸山公夫氏、山本敏博氏、藤田徹也氏及び菅野寛氏とは会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づ く責任の限度額は、法令が規定する限度額となっております。再任が承認された場合は、当該契約を継 続する予定であります。
- 当社は、社外取締役候補者の山本敏博氏及び菅野寛氏については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- 12. 所有する当社の株式数は、平成28年3月31日現在のものであります。

第2号議案 監査役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役全員(4名)の任期が満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

(株補者 番 号 氏 (生 年 月 日)		<u> 11人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人</u>		·
中成14年12月 当社 経営企画師長 平成15年4月 当社 27 ローテンコン局長 平成17年7月 当社 営業統括本部営業企画室長 平成17年7月 当社 営業統括本部営業企画室長 平成21年7月 当社 営業統括本部営業企画室長 平成21年7月 当社 営業統居本部営業企画室長 平成21年7月 当社 営業局長 東カスターリレーション局 長 東京23年6月 当社 営業局長 東京23年6月 当社 営業局長 東カスタマーリレーション局 平成24年2月 当社 営業局長務カスタマーリレーション局 平成24年6月 当社 営業局長務カスタマーリレーション局 平成24年6月 当社 営業局長務局付㈱WOWOWコミュニケーションズ取締役 平成25年6月 当社 人事総務局付㈱WOWOWコミュニケーションス取締役 平成25年6月 当社 常勤監査役見任 「候補者とした理由」上記略歴に記載のとおり、当社での業務及び子会社での経営の経験が豊富であり、それらを活かして常勤監査役としての職務を適切に遂行いたしております。これらの実績を考慮し、引き続き監査役候補者としました。 平成10年5月 (附日本興業銀行証券営業部長平成12年6月 同社事務取締役 平成12年6月 同社事務取締役 平成13年6月 同社取締役社長 平成21年6月 同社取締役社長 平成21年6月 同社取締役社長 平成21年5月 みずほ証券㈱ 取締役 「「重要な兼職の状況」 みずほ証券㈱ 常任顧問 (現任) 平成15年6月 同社 京都取締役 平成15年6月 同社 京都段会長 平成24年6月 1計 監査役 (現任) 「重要な兼職の状況」 みずほ証券㈱ 常任顧問 (現任) 平成24年6月 1計 監査役 (現任) 「重要な兼職の状況」 みずほ証券㈱ 常任顧問 (現任) 平成24年6月 計社 監査役 (現任) 「重要な兼職の状況」 みずほ証券㈱ 常任顧問 (現任) 平成24年6月 計社 監査役 (現任) 「重要な兼職の状況」 お記を確定して理由」 金融機関におけるコーポレートファイナンス業務で培って	候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況及び候補者とした理由	
職務を適切に遂行いたしております。これらの実績を考慮し、引き続き監査役候補者としました。 平成10年5月 (株)日本興業銀行 証券営業部長 平成11年6月 同行 執行役員証券営業部長 平成12年4月 新光証券(株) 常務執行役員 平成12年6月 同社 常務取締役 平成13年6月 同社 取締役社長 平成21年5月 みずほ証券(株) 取締役会長 平成21年5月 みずほ証券(株) 取締役会長 平成23年6月	1	山 内 文 博	平成14年12月 当社 経営企画局経営企画部長 平成15年4月 当社 プロモーション局長 当社 プロモーション局長 平成16年11月 当社 マーケティング局長 平成17年7月 当社 営業統括本部営業企画室長 平成21年7月 当社 営業局長 平成23年6月 当社 営業局長 平成23年6月 当社 営業局長兼カスタマーリレーション局 長 平成24年2月 当社 営業局長兼カスタマーリレーション局 長 平成24年6月 当社 人事総務局付㈱WOWOWコミュニケーションズ取締役 当社 人事総務局付㈱WOWOWコミュニケーションズ専務取締役 当社 常勤監査役(現任) 【候補者とした理由】上記略歴に記載のとおり、当社での業務及び子会社での経営	
	2		職務を適切に遂行いたしております。これらの実績を考慮し、引き続き監査役候補者としました。 平成10年5月 (株日本興業銀行 証券営業部長平成11年6月 同行 執行役員証券営業部長平成12年4月 新光証券(株) 常務執行役員平成12年6月 同社 常務取締役平成13年6月 同社 専務取締役平成15年6月 同社 取締役社長平成21年5月 みずほ証券(株) 取締役会長平成23年6月 同社 常任顧問(現任)平成24年6月 当社 監査役(現任)【重要な兼職の状況】みずほ証券(株) 常任顧問(株) 「重要な兼職の状況】みずほ証券(株) 常任顧問(株) 「大田の大記」といる。	_

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況及び候補者とした理由	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
* 3	とお やま とも でる 遠 山 友 寛 (昭和25年2月21日)	昭和53年4月 最高裁判所司法研修所入所第一東京弁護士会登録、西村眞田法律事務所昭和59年5月 米国メーソン・アンド・スローン法律事務所昭和60年2月 米国ポーラック・ブルーム・アンド・デコム法律事務所昭和60年6月 米国プライヤー・キャッシュマン・シャーマン・アンド・フリン法律事務所昭和60年8月 西村眞田法律事務所パートナー弁護士(現任) 【重要な兼職の状況】 TMI総合法律事務所開設、パートナー弁護士(現任) 【重要な兼職の状況】 TMI総合法律事務所別会、パートナー弁護士(明本色材工業研究所監査役エイベックス・グループ・ホールディングス(株)取締役トラスト・キャピタル(株)取締役トラスト・キャピタル(株)取締役「候補者とした理由】弁護士として長年の経験を有しているため、その専門的な見地から監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者としました。	
* 4	うめ だ まさ ゆき 梅 田 正 行 (昭和33年4月7日)	平成19年3月 (株朝日新聞社 西部本社編集局報道センター長 平成21年1月 同社 東京本社編集局社会エディター 平成22年4月 同社 ゼネラルマネジャー補佐 平成24年4月 同社 経営企画室室長 平成25年6月 朝日放送(株) 取締役 平成27年6月 (株朝日新聞社 取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 (株朝日新聞社 取締役 (株)ビーエス朝日 取締役 長崎文化放送(株) 取締役 上海道テレビ放送(株) 取締役 【候補者とした理由】 報道機関で培ってきた経営経験・知識等を活かし、監査役と しての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外 監査役候補者としました。	_

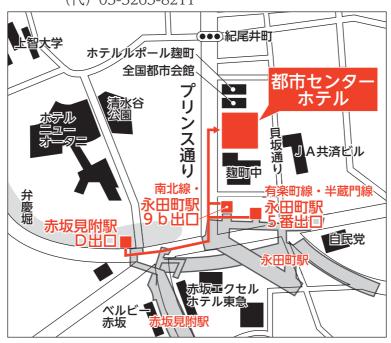
- 1. ※印は、新任候補者であります。
- 2. 監査役候補者の遠山友寛氏は、当社と顧問契約を締結しているTMI総合法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所の他の弁護士との間に法律業務を委託する等の取引関係がありますが、当事業年度における取引額は当社の連結売上高及び同法律事務所の年間取引高のいずれに対しても2%未満と僅少です。

- 3. 監査役候補者の梅田正行氏は、㈱朝日新聞社取締役並びに放送事業を営む㈱ビーエス朝日、長崎文化放送 ㈱及び北海道テレビ放送㈱の取締役を兼務しております。当社は、㈱ビーエス朝日との間に映像・放送関 連の取引関係があります。
- 4. 上記以外に、各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 5. 監査役候補者の草間高志氏、遠山友寛氏及び梅田正行氏は、社外監査役候補者であります。
- 6. 監査役候補者の草間高志氏は当社の社外監査役に就任して4年であります。
- 7. 当社は、社外監査役候補者の草間高志氏については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。遠山友寛氏及び梅田正行氏については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- 8. 当社と草間高志氏とは会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する限度額となっております。再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、遠山友寛氏及び梅田正行氏の新任が承認された場合は、両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
- 9. 所有する当社の株式数は、平成28年3月31日現在のものであります。

以上

第32回定時株主総会会場へのご案内

会 場 東京都千代田区平河町二丁目4番1号 都市センターホテル3階「コスモスホール」 (代) 03-3265-8211



交通機関と所要時間

- ◆東京メトロ 永田町駅(有楽町線・半蔵門線)5番出口より徒歩約3分
- ◆東京メトロ 永田町駅(南北線)9b出口より徒歩約3分
- ◆東京メトロ 赤坂見附駅(丸の内線・銀座線)D出口より徒歩約8分

